

○宍粟市議会議員政治倫理条例

平成24年9月28日

条例第31号

注 令和6年6月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この条例は、宍粟市議会基本条例（平成23年宍粟市条例第20号）第18条に基づき、宍粟市議会議員（以下「議員」という。）が市民の厳粛な負託を受けたものであることを深く認識し、その負託に全力で応えるため議員として人格と倫理の向上に努め、いやしくもその権限又は地位による影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員及び市民等の責務)

第2条 議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し自らすすんでその高潔性を明らかにしなければならない。

2 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する責任を有するという自覚を持ち、議員に対し、その権限又は地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

3 事業者（経済活動を行っている個人、法人及び団体をいう。以下同じ。）は、自己又は特定の者の利益を図るために、議員に対し、次条に定める政治倫理基準に反することとなる行為を求めてはならない。

(令6条例31・一部改正)

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その責務に関して不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 市（市が設立した公社並びに市が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人、株式会社及び有限会社を含む。第4条第1項及び第5条第1項において同じ。）が行う工事の請負契約、業務委託契約及び物品納入契約又はこれらの下請け工事（以下これらを「請負契約等」という。）並びに地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理の指定に関して特定の事業者を推薦、

紹介する等有利な取り計らいをしないこと。

- (4) 市職員の公正な職務の執行を妨げ、又はその職権若しくは地位を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (5) 市職員の採用、昇任、昇格又は異動に関して不当に関与しないこと。
- (6) 政治活動に関して事業者及び各種団体から政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、後援団体についても同様とする。

2 議員は、政治倫理基準に反する行為があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(令6条例31・一部改正)

(市に対する請負契約等に関する遵守事項)

第4条 法第92条の2の規定に基づき各会計年度において支払を受ける請負（同条に規定する請負をいう。）の対価の総額が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の2に規定する額以下で市に対し当該請負をする者又はその支配人に該当する議員、議員が役員をし、又は実質的に経営に携わっている法人若しくは団体並びに議員の配偶者及び1親等の親族が経営する法人又は団体（以下次条第1項において「報告対象者」という。）は、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市に対し請負契約等を締結するにあたり、市民に疑惑の念を生じさせることがあってはならない。

2 前項に規定する「実質的に経営に携わっている法人若しくは団体」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 議員が資本金その他これに準ずるものの三分の一以上を出資している法人又は団体
- (2) 議員が年間300万円以上の報酬（顧問料等その名目を問わない。）を授受している法人又は団体
- (3) 議員がその経営方針又は重要な取引に関与している法人又は団体

(令6条例31・一部改正)

(請負状況等報告及び公表)

第5条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号オにおいて同じ。）における報告対象者の市に対する請負契約等（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

- (1) 請負契約等ごとに、それぞれ次に掲げる事項
  - ア 受注者及び発注者の名称
  - イ 請負の対象とする役務、物件等

ウ 契約締結日

エ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

オ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号オに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

3 議長は、第1項の規定による報告（前項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

（令6条例31・追加）

（報告等の保存及び閲覧）

第6条 前条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧を請求することができる。

（令6条例31・追加）

（兼業報告書の提出）

第7条 議員は、宍粟市契約規則（平成17年宍粟市規則第41号）第5条の規定による入札参加資格者名簿に登載されている事業者（個人を除く。この項において同じ。）の役員に就いている場合又は自身が個人事業主として当該名簿に登載されている場合には、報酬の有無を問わず、当該事業者等の名称及び住所並びに当該職名（当該事業者に出資しているときは当該事業者の全出資金等に占める出資の割合を含む。）を記載した兼業報告書を議員の任期開始の日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。ただし、任期途中において入札参加資格者名簿に登載された場合には、登載された日から起算して30日以内に議長へ兼業報告書を提出するものとする。

2 前項の規定により提出した兼業報告書の内容に変更がある場合（新たに該当事由が生じた場合を含む。）は、当該変更すべき事由が生じた日から30日以内に、兼業変更報告書を議長に提出しなければならない。

3 議長は、前2項の規定により提出された兼業報告書又は兼業変更報告書（以下「兼業報告書等」という。）を速やかに一般の閲覧に供しなければならない。

（令6条例31・旧第5条繰下・一部改正）

（市民等の調査請求権）

第8条 市民又は議員は、議員について次の各号に掲げる事由があるときは、市民にあっては、

法第18条に定める選挙権を有する者10人以上の連署をもって、議員にあっては議員定数の8分の1以上の連署をもって、その代表者から、これを証する資料を添えて、議長に調査を請求することができる。

- (1) 第3条に定める政治倫理基準に違反する疑いがあるとき。
- (2) 第4条に定める遵守事項に違反する疑いがあるとき。
- (3) 前条に定める兼業報告書等に疑義があるとき。

(令6条例31・旧第8条繰上・旧第6条繰下・一部改正)

(政治倫理審査会の設置等)

第9条 議長は、前条の規定による有効な調査の請求があったときは、これを審査するため、市議会に法第109条第1項に規定する特別委員会として宍粟市議会政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置し、審査会に対し調査及び審査を求めるものとする。

2 審査会は、委員8人以内をもって組織し、当該委員は、議員のうちから議長が指名する。

(令6条例31・追加・旧第7条繰下)

(意見の聴取等)

第10条 審査会は、議長から調査及び審査の求めを受けた事項の調査のため必要があると認めるときは、審査の対象となった議員の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

2 審査会は、調査及び審査に当たって必要があると認めるときは、政治倫理の確立のための宍粟市長の資産等の公開に関する条例(平成17年宍粟市条例第227号)の規定を準用し、審査の対象となった議員に対し資産等報告書の提出を求めることができる。

(令6条例31・旧第9条繰上・旧第8条繰下・一部改正)

(議員の協力義務)

第11条 審査の対象となった議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。

2 審査会は、審査の対象となった議員が資産等報告書等の提出の拒否又は遅延、虚偽の報告若しくは調査非協力等の事実があったときは、これを速やかに議長に報告し、議長はその報告内容を公表しなければならない。

(令6条例31・旧第10条繰上・旧第9条繰下)

(釈明機会の付与)

第12条 審査会は、審査の対象となった議員から審査会において釈明をしたい旨求められたときは、その機会を設けなければならない。

(令6条例31・旧第11条繰上・旧第10条繰下)

(意見書の提出等)

第13条 審査会は、第9条の規定により議長から調査及び審査の求めを受けたときは、当該求めを受けた日から90日以内に調査及び審査結果について意見書を作成し、議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、速やかにその写しを、請求者に送付するとともに、一般の閲覧に供しなければならない。

(令6条例31・旧第12条繰上・旧第11条繰下・一部改正)

(収賄罪等宣告後における釈明)

第14条 議員が、刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4まで及び第198条に定める罪並びに公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)に定める罪その他職務に関連する犯罪により有罪の宣告を受け、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、議長が、市民に対する説明会を開かなければならない。この場合において、当該議員は、説明会に出席し、説明しなければならない。

2 前項の説明会において、市民は、当該議員に質問することができる。

3 第1項に定める説明会の開催の手續その他運営に関し必要な事項は、議会においてこれを定めるものとする。

(令6条例31・旧第13条繰上・旧第12条繰下)

(収賄罪等確定後の措置)

第15条 議員が前条の有罪の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項の規定により失職する場合を除き、議会は、その品位と名誉を守り市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

(令6条例31・旧第14条繰上・旧第13条繰下)

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

(令6条例31・旧第15条繰上・旧第14条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に議員である者の第4条の規定の適用については、同条第4項中「当該議員の任期開始の日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。

3 この条例の施行の際、現に市と契約関係にある事業者の第4条の規定は、契約期間(指定管

理者にあつては指定期間) 中は適用しない。

4 この条例の施行の際、現に議員である者の第5条の規定の適用については、同条第1項中「議員の任期開始の日」とあるのは「この条例の施行の日」とする。

5 第8条第1項の調査請求は、施行日以後の事案について適用するものとする。

附 則 (平成25年2月28日条例第2号)

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則 (令和6年6月24日条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日(以下「公布日」という。)から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条による改正後の宍粟市議会議員政治倫理条例第5条及び第6条の規定は、公布日以降に契約を締結する市に対する請負契約等に係る報告及び訂正並びに当該報告及び訂正の保存及び閲覧の請求について適用する。